

申立人ら「審理早く」

第1回審尋

1/29 朝日

高浜・大飯原発再稼働禁止の仮処分申請

関西電力高浜原発3、4号機と大飯原発3、4号機の再稼働禁止を求める仮処分申請の第1回審尋が28日、福井地裁であった。関電側は慎重な審理を要求。申立人の地元住民らも弁護士団は福井市内で記者会見し、「再稼働が迫っている」として迅速な審理を強く求めた。

関電は慎重審理要求

審尋は非公開。住民らに「安全対策のもとになる」と、この日、樋口英明裁判長はまず、双方の準備書面などを確認。その上



で、安全対策のもとになる基準地震動の引き上げに伴う耐震工事の内容や免震重要棟の設置時期などについて、関電側は慎重な審理を要求。申立人の地元住民らも弁護士団は福井市内で記者会見し、「再稼働が迫っている」として迅速な審理を強く求めた。

て、関電側と住民側に意見を求め、それぞれの回答を求めたという。

住民側は「結審がいつか」と審理を急ぐよう求めたが、裁判所は「なんとも言えない」として、次回の審尋期日を3月11日に指定したという。弁護士共同代表の海渡雄一弁護士(59)は「再稼働の時期ははっきりしないが、それまでには決定を出してほしいと要望した」と話した。

申し立てに加わった敦賀市議の今大地晴美さん(64)は「原発立地自治体では今でもヨウ素剤の事前配布や避難訓練もしている。これは原発が安全でないことを物語っている。この申請は私たちだけでなく、日本のみなさんにも関心が高い問題だ」と語った。

次回が3月11日に決まったことについて、弁護士団代表の河合弘之弁護士(70)は「樋口裁判長の『3・11を忘れるな』というメッセージではないかと思う」と話した。

(小川詩織)

福井地方裁判所へと向かう、大飯、高浜両原発3、4号機運転差し止めの仮処分の申立人たちと弁護士団。福井市春山1丁目